

令和6年度 都心エネルギーマスタープラン改定支援業務 公募型企画競争 提案説明書

1 業務名

令和6年度 都心エネルギーマスタープラン改定支援業務

2 業務の背景および目的

現在の都心部の建物の多くは、昭和47年の冬季オリンピックの開催に向けて、ほぼ同時期に建てられたものであり、老朽化の進行に加え、北海道新幹線の札幌延伸に向けたまちづくりの進展などから、多くの建物の建替が進んでいる。

そこで本市では、都心における建物建替の機会を捉えてまちづくりとエネルギー施策を一体的に展開するため、平成30年3月に「都心エネルギーマスタープラン」（以下、「プラン」という。）を策定し、「低炭素」「強靱」「快適・健康」を基本方針として位置付け、取組を推進してきた。

その後、本市は令和2年2月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに市域から排出される温室効果ガスを実質ゼロにすることを目指すこととしたほか、2050年における札幌市のあるべき姿や取組の方向、対策などを示した「札幌市気候変動対策行動計画」を令和3年3月に策定した。

加えて、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造からクリーンエネルギー中心の構造へ転換する「GX」の実現に向け、令和5年6月に「Team Sapporo-Hokkaido」が設立されるなど、昨今のエネルギー施策を取り巻く環境は大きく変化している。

そこで、これらを踏まえた札幌都心のエネルギー施策の展開に向けて、令和7年度末を目途にプランを改定することとした。

本業務は、プランの改定に向けた現状及び課題の把握・分析をした上で改定後のプランの骨子となるべき内容を検討し、取り纏めると共に、有識者等で構成されるプランの改定検討等を目的とした「札幌都心エネルギープラン推進委員会」（以下、「委員会」という。）の開催を支援するものである。

3 業務内容

(1) 都心エネルギーマスタープランの改定に向けた現状等の把握・分析及び骨子となる

べき内容の検討

プランの改定に向けて、近年の社会動向、国の政策動向、国内外の事例等の整理を行うと共に、現プランに基づく取組の進捗状況等の整理を行い、現状及び課題を把握・分析した上で、改定後のプラン（計画期間 20 年）の骨子となるべき内容を検討し、取り纏めること。

現状及び課題の把握・分析に関しては、過年度の結果と比較する形での活用を想定していることから、「令和 3 年度 都心のエネルギー利用の最適化・強靱化に向けた基礎調査 アンケート調査に関わる報告書」（下記 URL 参照）と同様の調査・分析（200 棟程度を対象）を実施するほか、プラン改定の検討に効果的な調査・分析等を提案すること。（現状及び課題の把握・分析の具体的な内容は、提案を踏まえ別途協議により定める。）

なお、改定後のプランの骨子となるべき内容の検討にあたっては、今年度開催する委員会における議論や意見を踏まえつつ、プランと同時期に策定が予定されている「（仮称）第 3 次都心まちづくり計画」等の関連計画との整合を図りながら検討を行うこと。

改定後のプランの骨子となるべき内容としては下記を想定しているが、詳細は業務を通じて検討する。

- ・プラン改定の背景と位置づけ
- ・エネルギーに関する札幌都心を取り巻く現状と課題
- ・エネルギーに関する札幌都心の将来像と基本方針
- ・取組の方向性
- ・取組の進め方（推進体制）

※「令和 3 年度 都心のエネルギー利用の最適化・強靱化に向けた基礎調査 アンケート調査に関わる報告書」

https://www.city.sapporo.jp/somu/machikiso/documents/r3_machikiso2_honsyo.pdf

(2) 札幌都心エネルギープラン推進委員会の運営支援

委員会における資料作成（1 回目を除く）、会場準備・撤収（オンライン開催の場合はオンラインの準備も含む）、会議運営補助、会議の記録（録音、会議録の作成、

並びに写真撮影)を行うこと。

委員会は10名前後の委員で構成し、札幌市が事務局を務める。会議は原則として公開の場で行い、本業務履行期間中に5回程度の会議開催を予定している。

出席委員の旅費・謝金、および会場使用料は委託料に含まず、会場確保等は事務局である札幌市が行う。

(3) 業務報告書の作成

業務成果をまとめた報告書を作成し、札幌市に提出すること。報告書の内容は「6成果品」のとおり。

4 業務規模

13,000千円を上限額とする（消費税及び地方消費税10%を含む）。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 履行期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

※履行期間中に1回の間接報告を行うこと。中間報告の時期は委託者の指示による。

6 成果品

(1) 報告書

ア 製本版：3部（A4縦（図面等はA3）、枚数制限なし）

イ 概要版：3部（A3横、2～3ページ以内）

ウ 電子データ：上記報告書のPDF、およびWord、Excel、PowerPoint等作業可能な形式

(2) そのほか関連説明資料等 一式

7 参加資格

(1) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者、

かつ大分類「建設関連サービス業」中分類「建設関連調査サービス業」に登録されているものであること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
 - (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが（１）～（５）を満たす必要があることに注意すること。
 - ※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。
 - ※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

8 企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと。

- (1) 本業務に取り組む上での視点等について
本市都心の特徴及び本市の施策等を踏まえ、本業務の目的達成に向けて持つべき視点や特に重要と考えられる点、課題意識等について提案すること。
- (2) 都心エネルギーマスタープランの改定に向けた現状等の把握・分析及び骨子となるべき内容の検討について
近年の社会動向等の整理を行うと共に、現プランに基づく取組の進捗状況等の整理を行い、現状及び課題を把握・分析した上で、改定後のプランの骨子となるべき内容の検討を行うための効果的な手法について提案すること。
- (3) 札幌都心エネルギープラン推進委員会の運営支援について
委員会での議論を効果的に進めるために、会議資料の作成や会議運営において重視すべき点について提案すること。
- (4) 業務全体について

ア 本業務のスケジュール案について

本業務の実施あたり、業務期間内の検討ステップ等を例示の上、円滑に業務遂行が可能なスケジュール案を提案すること。

イ 独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える独自提案があれば提案すること。

ウ 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について

本業務に活かすことができると考える類似業務の実績と本業務の執行体制について、具体的に記載すること。

9 申込方法

(1) 提出書類

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること（提出にあたっては、一式を左肩一箇所ホチキス留めすること）。

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること（提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと）。

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4判、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4判、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似・関連業務等実績一覧(A4判、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要および実施方法・スケジュール

(A4判、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書(A3横、片面印刷、2枚以内、様式自由)

カ 業務費内訳書(積算書)(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(ア) 内訳として、「①直接人件費」、「②直接経費」、「③一般管理費」、「④消費税および地方消費税」の4項目を記載すること。

(イ) ①、②、③の合計額に対して④を算出すること。

(ウ) ①の内訳として、前述の「3 業務内容」で定める(1)～(3)について、それぞれ直接人件費を記載すること。

(2) 提出方法および提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

〒060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室（5階南側）

(3) 提出期限

令和6年6月18日(火) 17:15【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（○）を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について、差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載しても良い。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 都心エネルギーマスタープラン、都心エネルギーアクションプラン
<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/toshin-energy/energyplan.html>

イ 第2次札幌市都市計画マスタープラン
<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/master/index.html>

ウ 第2次都心まちづくり計画
<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>

エ 札幌市気候変動対策行動計画
https://www.city.sapporo.jp/kankyo/ondanka/kikouhendou_plan2020/index.html

10 質疑

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に FAX 又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「令和6年度 都心エネルギーマスタープラン改定支援業務 質問書」とし、令和6年6月13日（木）12：00 まで受け付けるものとする。

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

FAX：011-218-5109

(2) 質問に対する回答

回答は電子メール又は FAX にて行う。また、公平を期すため、企画提案をいただく上で広く周知した方が良いと判断されるものは、質問者の名を伏せて質問と回答の要旨をホームページで公表する。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和6年度 都心エネルギーマスタープラン改定支援業務」企画競争実施委員会（以下、『実施委員会』と言う。）において、後述「12 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査（書類審査）

- ア 提出書類による書類審査を行う。
- イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。
- ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。
- エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点以上であれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査（ヒアリング）

- ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。
- イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ウ ヒアリングは1者約25分（説明15分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。
（一次審査の通過数により、1者あたりのヒアリング時間は変更となる可能性がある）
- エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。なお、ヒアリングをリモートで実施する可能性があるため、留意すること。
- オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

- ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。
- イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
- ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
- エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

- ア 一次審査（書類審査） 令和6年6月24日（月）
- イ 最終審査（ヒアリング） 令和6年7月1日（月）

※一次審査省略の場合、最終審査（ヒアリング）は令和6年6月24日（月）とする。

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(2)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社(者)となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
(1) 本業務に取り組む上での視点等について	
本業務に取り組む上での持つべき視点、特に重要と考えられる点や課題意識等が、本市都心の特徴および本市の施策等を踏まえ、本業務の目的達成に向けて適切なものとなっているか。	20
(2) 都心エネルギーマスタープランの改定に向けた現状等の把握・分析及び骨子となるべき内容の検討について	
近年の社会動向等の整理を行うと共に、現プランに基づく取組の進捗状況等の整理を行い、現状及び課題の把握・分析を行うための手法が、現実的かつ効果的な提案となっているか。	20
改定後のプランの骨子となるべき内容の検討手法が、現実的かつ効果的な提案となっているか。	20
(3) 札幌都心エネルギープラン推進委員会の運営支援について	
委員会の運営や資料作成等において、有識者等からの意見をとりまとめ、検討を効果的に進めるにあたって重視すべき点が、適切な提案となっているか。	10
(4) 業務全体について	
1. 業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。	10
2. 独自提案が、業務の目的を達成するにあたり、独自性があり有効なものとなっているか。	10
3. 過去の類似・関連業務実績が、業務全体を円滑に進められると判断できる十分なものであるか。また、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。	10
合計	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本書に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員および市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本書および各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本書等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者および提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出および追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権および業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人および企業情報等の全てについて、本市および当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供又は情報を漏らすことを禁ずる。
- (9) 本業務で個人情報を取扱う場合は、別添「個人情報取扱安全管理基準」及び「個人情報の取扱いに関する特記事項」への適合を要し、最終審査にて決定した契約候補者に対して、契約締結前に同基準への適否を審査する。なお、個人情報取扱安全管理基準の全ての項目を満たさなくても必要な保護措置が講じられていると言える場合に

は適合と判断することがある。

15 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階南側）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：曾根、高野 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5109